

# みどり通信

第194号 2011. 11. 7

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● F X 2 活用事例	P9
● 社会保険	P4	● これからの研修	P10
● 税務	P5	● あとがき	P10
● 生命保険	P7	● 営業カレンダー	P11
● 損害保険	P8		

10月19日 25周年事業として事務所前をみんなで清掃しました



さあ、いよいよ開始です



下水のつまりをどうにかしたい…!



事務所の玄関をピカピカに!!



最後にチューリップの球根をみんなで植えました

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、10月22日のホームページ掲載のものからです。

## 『なぜベストを尽くさないのか・・・』

一枚の紙が私を含め全スタッフの机の上に……。先日おいで頂いた社労士のM先生から頂いたものだとか。ほとんど真っ黒なB4の用紙に白抜きの小さい字で次の数々の言葉が書かれていました。その中央には『なぜベストを尽くさないのか』と少し大きめの文字が。

10年後にはきっと、せめて10年でいいからもどってやり直したいと思っているのだろう。  
今やり直せよ。未来を。  
10年後か、20年後か、50年後から戻ってきたんだよ今。

死ぬ気でやれよ。  
死なねえから。

夢は逃げない  
逃げるのはいつも自分だ。

努力しても成功するとは限らない。  
しかし、成功したものは必ず努力している。

明日やろうは馬鹿やろう。

勉強している自分を格好良いと思え。  
自分を天才だと思え。

努力するものは希望を語り、怠け者は不満を語る。

「諦めは日常的な自殺である」

休み時間じゃねえ！これが私の本業だ！！

今までが休み時間だ！人生のな！

「環境に頼らないと勉強できないようならいつまでたっても二流のままだ」  
「隣の奴が理解しているってことは努力しただけで自分にも理解できるってことだろ」

お前がいつか出会う災いは、  
お前がおろそかにしたある時間の報いだ。

頑張ってみろよ、突き抜けっから

「がんばって、がんばって、メチャクチャ勉強して、やっと手が届く。そういう大学のこと、第一志望って言うんじゃないのか？」  
「あとカッコ悪いぐらい勉強する方が、絶対カッコイイ！」

落ちた時の辛さに比べたら勉強なんて屁みたいなもんだ

だめだめだめ諦めたら！頑張れ頑張れ！やれるって気持ちの問題だ。頑張れ頑張れもっと積極的にポジティブに頑張れ頑張れ。  
周りのことを考えてみよ。応援してくれる人を考えてみろよ。  
もう無理だと思ってんじゃないですか？諦めようとしてるんじゃないですか？  
何言ってるんだよ。その崖っぷちが最高のチャンスなんだぜ！

松岡修造

バカな人は明日からする  
少し賢い人は今日からする  
優秀な人は昨日終えた  
お前はバカにすらなれないのか？

参考書開いたからには、命かけろよ

人生における喜びは、君には出来ないと言間が言うことをやることである。

またみんなにバカにされてもいいの？

今日出来ることを明日まで決して延ばすな！

やってやれないことはない。やらずにできるわけがない

レベルの高いところで負けろ

お前が握っているのはただの鉛筆なんかじゃない・・・お前の、お前の人生なんだぞ！！

不可能とは現状に甘んじる言い訳に過ぎない

努力は必ず報われる。もし報われない努力があるならば、それはまだ努力と呼べない

夢は逃げない。逃げるのはいつも自分だ。

迷うから立ち止まるのではない

立ち止まるから迷うのだ

求めない者、努力しない者には幸せは与えられない。

自分の歩く道がどんなにつらくても、すべてを達成することで幸せは訪れる。

だから働かない者に幸せはない。

毎日の積み重ねが貴様らを強くするが、逆も然り

毎日の積み重ねが貴様らを弱くする

さあ、今すぐ勉強を始めるのだ。

おらく、受験生のために集められた言葉のようです。受験生だけでなく、私たちにも気づかされる言葉ばかり・・・。

税理士 山 口 昇



年金受給者の皆様へ

## 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は 期限までに提出しましょう。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は、年金に課税される所得税の計算を行うために必要なものです。

※「公的年金等の受給者の扶養家族等申告書」を以下「扶養親族等申告書」という。  
毎年10月下旬に、日本年金機構から課税の対象となる受給者の方に送付されます。

### 課税の対象となる年金

国民年金・厚生年金保険から支給される老齢年金、および共済組合から支給される退職年金です。

上記の年金は所得税法により「雑所得」として所得税が課せられます。  
障害年金・遺族年金には課税されません。



### 「扶養親族等申告書」が送付される受給者の方

平成24年分「扶養親族等申告書」が送付される受給者の方	
65歳未満の方(昭和23年1月2日以後に生まれた方)	年金額が108万円以上
65歳以上の方(昭和23年1月1日以前に生まれた方)	年金額が158万円以上

ただし、対象となる年に支給される年金の額が一定額（65歳以上の受給者の場合は158万円<sup>(注)</sup>、65歳未満の受給者の場合は108万円）に満たない受給者については、その者の受ける年金の支給額からの源泉徴収は要しないものとされており、また、「扶養親族等申告書」の提出も必要ないものとされています。

(注)退職共済年金の受給者であり、老齢基礎年金が支給されている65歳以上の方の場合は、退職共済年金の支払額が80万円です。

### 提出期限

扶養親族等申告書は、12月1日までに提出していただきます。

もし、扶養親族申告書を提出しなかった場合は、各種控除を受けることができず、特別徴収された社会保険料を控除した後の年金支給額の10%が所得税として源泉徴収されます。

なお、2以上の年金の支払者に対し扶養親族等申告書を提出している方、年金以外に所得がある方などは確定申告が必要です。

## 11月にすべき年末調整の準備について

先月末に、年末調整関係用紙が所轄の税務署より皆様のお手元に送付されたことと思います。先月は年末調整の対象となる人の確認、書類の準備や対象者への配布についてお知らせしました。今回は引き続き、11月に行っておくべき年末調整の事柄をお知らせしたいと思います。

確認すべき内容としては、

- ・ 今回の年末調整実施に際しての書類の確認
- ・ 来年分の扶養控除等申告書の確認

の2点となります。それぞれ以下に列挙いたしましたので、ご確認下さい。

### 1. 今回の年末調整実施に際しての書類の確認

#### ① 配布した書類が回収できたかを確認

早めの回収を心がけましょう。

遅くなればなるほど、あとのスケジュールへ影響がでます。

#### ② 必要な控除証明書の添付があるかを確認

回収した書類のうち、「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」については、記載内容と控除額が、次のそれぞれの証明書に基づいたものであること、控除額の計算に誤りがないことを確認しましょう。

- ・ 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
- ・ 小規模企業共済等掛金控除証明書
- ・ 社会保険料控除証明書（国民年金保険料、国民年金基金）

※ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税など、証明書の添付が無くても社会保険料控除の対象となるものがあります。記載漏れがないかについても注意喚起をお願いします。

#### ③ 配偶者の所得確認、扶養親族等の異動の有無を確認

今年から「給与取得者の扶養控除等(異動)申告書」の扶養親族記載欄が変更されています。具体的には、**16歳未満の扶養親族**については申告書の下段「住民税に関する事項」へ記載することとなります。控除対象扶養親族の記載について誤りがないか確認しましょう。

また、配偶者については、配偶者の**所得**の状況により、「給与取得者の扶養控除等(異動)申告書」の控除対象配偶者の欄に記載となるか、「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」の配偶者特別控除の欄に記載となるか、あるいはいずれにも該当しないか、それぞれのケースが考えられます。

※ 注意点としては、「収入」ではなく、「所得」で判断するという事です。例えば、1～12月の一年間勤務されているとして、その方が1ヶ月あたり8万円のパート収入を得ているようなケースでは

8万円×12ヶ月＝96万円（収入）

96万円－給与所得控除額(最低65万円)＝31万円（所得）

31万円≦基礎控除額(38万円) → 控除対象配偶者に該当となります。1ヶ月あたり10万円のケースであれば

10万円×12ヶ月－65万円＝55万円（所得）

→ 配偶者特別控除に該当 控除額 21万円と記載（申告書早見表より）ということになります。

#### ④ 住宅ローン控除（2年目以降）を適用する場合の書類を確認

- ・給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書（税務署より送付のもの）
  - ・年末借入残高証明書（借入先の金融機関から発行のもの）
- 申告書の記載内容、計算方法に不備がないか確認しましょう。

#### ⑤ 年の途中入社 of 年末調整対象者は前職の有無を確認

前職がある場合には、前職の源泉徴収票が添付されていることを確認しましょう。手元がない場合には他所へ依頼しなければなりません。依頼が遅くなるとその分作業効率は悪くなります。対象者へ協力を仰ぎ、早期回収を促しましょう。

## 2. 来年分の扶養控除等申告書の確認

### ① 必要な人から回収できたか確認

来年1月の給与を受け取る人が対象者です。

### ② 住所、配偶者、扶養親族等の異動の有無を確認

異動がある場合には来年初めの給与計算など適宜、基本情報等の修正を忘れないようにしましょう。

## <早期回収に向けて>

11月は、必要書類の回収と確認が主な作業です。回収すべき人から回収できないと、あとのスケジュールに影響がでます。回収できた場合でも、必要な書類が添付されていない場合には計算ができません。回収できたからと安心せず、必要な書類が添付されているかどうかの確認をしましょう。

また、事業所が毎月の給与から差し引く社会保険料を社会保険料控除欄へ記載する必要はあるのか、とご質問を受けることがあります。これについては記載する必要はありません。その他の社会保険料部分（対象者が自身で直接納めたもの）がある場合には、前述の1. ②のとおり該当欄へ記載し、必要な書類（国民年金保険料、国民年金基金）は添付するようにして下さい。

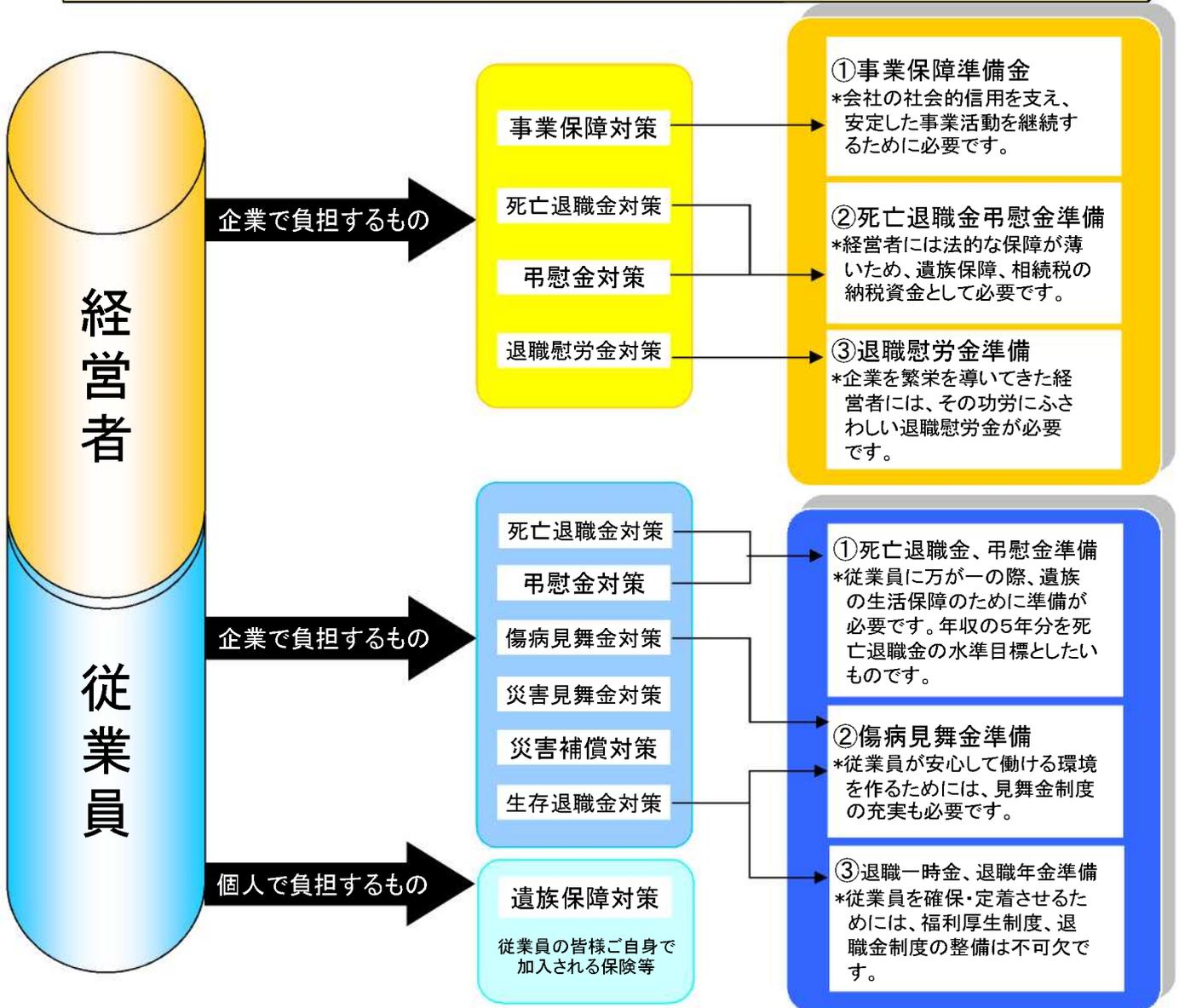
先月もお伝えしましたが、TKC PX システムの活用その他、年末調整作業についてご不明な点があれば、遠慮無く各担当スタッフまでご相談下さい。

<西丸 保幸>

## 今回のテーマ

### 経営者と従業員の生命保険

企業を支えているのは、経営者と従業員。ですから、経営者と従業員に十分な保障を用意することは会社全体の基盤を盤石にすることに繋がります。それでは具体的にどのような備えがあればよいのでしょうか？



会社の将来にわたる事業の安定と発展のために。経営に尽力する経営者のために。また、企業発展の土台を築いている従業員のために。生命保険による計画的な資金準備・福利厚生を検討されてはいかがでしょうか？  
具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西丸保幸>

## 所得補償保険

突然のケガや病気・・・

そんなとき、あなたの生活を支えます。

一家の大黒柱には「万一」への備えが必要。「所得補償保険」はあなたのケガ（傷害）や病気（疾病）で働けなくなったとき、月々の生活を支える保険です。

### ①こんな場合に補償します ……お支払い例のご紹介……

<例> 所得補償保険金額10万円、免責期間7日間、てん補期間2年間の場合

胃潰瘍で手術を受け、入院と自宅療養の期間、会社を休んだ。  
(就業不能期間4ヶ月と22日)

●保険金のお支払期間 4ヶ月22日－免責7日間 → **4ヶ月15日**

●お支払いする保険金  $10万円 \times 4ヶ月 + 10万円 \times 15日 / 30日$  → **45万円**

(注) 支払い対象期間に1ヶ月満たない日数がある場合は  
1ヶ月を30日として日割り計算します。

### ②長期療養でもOK! 最高730日間保障

●けがはもちろん、病気によって万一働けなくなった場合の所得を補償。  
長期療養の場合も最高730日間まで補償します。

### ③いつでもどこでも補償します

●事故の発生がお仕事中はもちろん、レジャーや旅行中でも、国内、国外を問わず補償します。

### ④ご加入の際、医師による診断は不要です

●ご加入の際は、健康状態告知用質問事項への回答だけで結構です。医師による診査の必要はありません。

### ⑤骨髄提供に伴う入院も補償します

●骨髄提供者（ドナー）が、骨髄採取の手術に伴って入院された場合も補償します。（初年度契約については1年の待機期間があります。）

### ⑥特約をセットすることで家事従事者※の方を被保険者とすることができます

●※主として、被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯及び育児等の家事を行っている方をいいます。

詳しくは当事務所担当までご連絡下さい。

担当:星野

# 平成23年度の年末調整とPX2での対応について

年末調整にかかる申告書の印刷機能に対応したPX2(10月版)をプログラムダウンロードサービスにて提供致します。

## PX2 レベルアップ内容

10  
月  
版

《PX2【2011年10月版】の主なレベルアップ内容》

①平成23年分「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」の印刷

②平成24年分「扶養控除等(異動)申告書」の印刷

※年末調整に先立ち従業員に配布する上記2つの申告書の印刷機能を搭載したPX2(2011年10月版)を関与先様でダウンロードできます。

プログラムダウンロードサービスをご利用いただくことで、年末調整に必要な書類の配布、回収の早期着手をご支援します。

11  
月  
16  
日  
版

《PX2【2011年11月16日版】(年末調整対応含む)の主なレベルアップ内容》

①税法改正に基づくシステム改訂(上記①、②を含む)

・扶養控除の見直しへの対応 ・同居特別障害者加算の特例措置の改組対応

②「給与振込依頼書」と「賃金台帳」の印刷機能強化

《プログラムダウンロード開始時期》

平成23年11月16日(予定)

## プログラムの更新方法

当会計事務所は、プログラムダウンロードサービス  
のご提供を開始しました。

システムのレベルアップはこちらのボタンから行うことができます

「TKC戦略経営者メニュー21」-「プログラム ダウンロード・更新」ボタン

平成23年10月版へのレベルアップは、現在ダウンロードが可能です。  
お早目にレベルアップをお願いします。

プログラムダウンロードとは？



プログラムダウンロードとは、貴社パソコンの「TKC戦略経営者メニュー21」から当事務所のホームページが表示され、そのホームページから最新版のプログラムをダウンロード・更新ができるサービスです。TKC戦略経営者システムの改訂があった場合は、すぐに最新のプログラムに更新でき、効率的に業務を行えます。

※万が一「プログラムダウンロード・更新」ボタンの表示がない場合は、  
当会計事務所の担当者までお問い合わせください。



お問い合わせは山口昇税理士事務所まで  
電話番号 0256-52-6869

# これからの研修

後継者塾⑦	加茂商工会議所	11月9日(水)	18:00 ~ 21:00
後継者塾⑧	加茂商工会議所	11月21日(月)	17:00 ~ 21:00
年末調整研修	当事務所 研修室	12月14日(水)	13:30 ~ 15:00
		12月15日(木)	10:00 ~ 11:30

**25周年記念事業 11月26日(土)開催決定!! 詳細は別紙をご覧ください!!**



## あ と が き

「スポーツの秋」・・・新潟県縦断駅伝では、加茂田上チーム17位。大健闘でした。特に若い世代の活躍が目立ちました。

「芸術の秋」・・・恩師が日本画で市展賞を受賞しました。「収穫」と題されたその作品は、収穫されたばかりの野菜のみずみずしさ、重量感、いのちの重さを感じさせる作品でした。「しっかり生きていかなければ」という思いになりました。

そして私は・・・「食欲の秋」。新米がおいしいです。何杯でもおかわりができます。加茂の新高梨も最高! そんなこんなで3kgも体重が増えました。そろそろ私も「スポーツの秋」に変えていきたいです。

山口幸子

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

## チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp